

わが国に聾学校が創設されて以来 1 世紀を超える歳月が経っています。ろう教育の当初から聴覚障害をもつ教職員は存在しており、そして彼らにとっての聾学校とは、希望に燃えて就職した所であったにもかかわらず決して安住できる職場とは言えないものでした。

まず、歴史的に見て少なからず聾学校は聴覚障害をもつ教員の採用に対して積極的ではありませんでした。また、採用の幸運に恵まれた聴覚障害教職員にあって もその雇用形態が不安定のものであったり(いわゆる西田訴訟はその点で聴覚障害教員の過去における処遇を象徴するものである)、ろう教育が手話・口話論争 を通してやがて聴覚口話法をあまねく聾学校の教育方法として採用していく過程の中で、聴覚障害教職員はその存在価値を脅かせられたり?というように苦難の 道を歩んで来ました。

このように、手話を中核的コミュニケーション方法とする聴覚障害教職員および聾学校で学ぶ子どもたちの聴覚障害者としてのあるがままが、いわば「聴覚障害者としての人間的尊厳」が尊重されることもない中で、多くの先達はひそやかに働いていました。

しかし、歴史の歯車は大きく回りだしました。

1981 年 に「社会的弱者がはみ出されるような社会は、弱くてもろい社会である。」と謳った国際障害者年の「完全参加と平等」の理念は、それまでのように障害者を社 会の中に一方向的に同化させていくのではなく、障害者たちがあるがまま受け入れられていく社会を創り出すことの重要性を示しました。

その歩みはゆるやかなものですが、全日本ろうあ連盟をはじめとする障害者運動の高まりと聴覚障害者諸施策の前進、手話や聴覚障害者のありのままを受け入れ だした国民的認知を背景として、手話を含め過去の聴覚障害児の言語教育の再検討や聴覚障害の認識形成にかかわる実践の広がりが見られだし、ようやく私たち 聴覚障害教職員の存在が日の目を見るようになってきました。

一例をあげますと、11 年前に大阪の聴力障害者団体から出された「手話をろう学校の正課に」という提議も当初は一部の反発と唐突感で受けとめられていたのですが、この提議の基本的な考えは今日のろう教育の理念を語る時、避けては通れないものとなりつつあります。

以上の経過にたつて、昨年文部省から出された「聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究協力者会議」の報告は、いくつかの不十分さは残しているものの、言語としての手話の認知とろう教育現場への導入、デフカルチャアの認知と今後の障害認識形成の取り組みへの道を大きく拓きました。

この報告を受けて、現場におけるよりよい実践とそのための理論をたばねていくにあたり、私たち聴覚障害教職員にも言語教育や障害の認識形成等に関する具体的で素朴な質問が今後向けられてくるでしょう。

私たちのほとんどは障害児教育にたずさわる教職員ですが、同時に聾学校で「聞く」「話す」権利が保障され、人間として尊重されるべき聴覚障害者でもあり、この二者は車の両輪の関係となっています。職場における基本的人権が守られていない人間が、どうして子どもたちのさまざまな諸権利を守れましょう。

さらには、子どもたちにとって、私たちはロールモデルとしての役割はもちろんとして人生のよき先輩でもありたいと願っています。その意味でも、私たちは聴覚障害児たちの発達を支える受皿のひとつとしての重要な役割をいっそう自覚していきたいと考えており、だからこそ聴覚障害教職員の諸権利はもっと守られなければなりません。

全国聴覚障害教職員シンポジウムは、この宮城の集会にて3回目を迎えますが、このようにかつてない規模と聞こえる同僚に支えられて、あらたに「全国聴覚障害教職員連絡協議会」の組織が結成される記念すべき集まりでもあります。手話等の実践に関する具体的継続的な提言、昨年の北海道問題のような聴覚障害者の教員採用に関する取り組み、職場におけるさまざまなハンディキャップを克服していくための取り組みと、私たちに課せられている宿題は山積み状態ですが、しかし、あきらかに多くの仲間がここに集っているのです。

私たちは、ここに決意したいと願います。よき教職員であることを、子どもたちに希望を語れ、誠実を胸に刻むことのできる教職員であることを。

私たちは、全国の聴覚障害をもつ教職員の固いきずなを守り、さらに多くの聞こえる同僚と保護者たちにも納得され支持される研修と運動の内実を創造していくことをこの松島の地にて願い、誓います。

1994年8月5日 宮城県松島にて